

令和5年6月16日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

埼玉県知事 大野 元裕

原材料及びエネルギー価格等に係る物価高騰への対応等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置付けが2類相当から5類に移行しました。

本県では県医師会と緊密に協議を重ね、外来診療を行う医療機関を増やすとともに、すべての医療機関で入院を受け入れることを目標に取り組みを進めていますが、医療機関では5類移行後も感染対策を継続しており、負担が大きいという声が寄せられています。

また、後遺症に対する診療について、診療報酬上の特例的な評価が設けられましたが、後遺症に苦しむ方への支援については大きな課題があると考えています。

その他、依然として先行きが不透明な物価高騰への対応、安心して子育てができる環境づくりなど、国と地方が適切な役割分担のもとで対応していくべき課題が山積しています。

つきましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 原材料及びエネルギー価格等に係る物価高騰への対応

(1) 現状・課題等

全ての県民が必要なときに必要な医療サービスを受けられるためには、医療機関等の安定的な経営が確保される必要があるが、エネルギー及び原材料、資材価格の高騰により、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関等に大きな影響が出ている。

また、福祉施設や介護サービス事業者についても、同様の影響により大変厳しい経営環境にある。福祉施設や介護サービスは、国が定めた報酬等により運営されているが、報酬等の改定は3年に1度となっており、機動的な見直しは行われていない。光熱費等の価格上昇分はコストを削減するだけでは対応が難しく、また、利用者へ負担を転嫁することも難しい。

(2) 要望事項

医療機関等の経営に必要な経費について、まずは緊急的措置として診療報酬での加算措置を講じると共に、状況に応じその加算内容を見直しつつ、定期改定時において物価高騰の影響が継続している場合においては診療報酬そのものの改定を全国一律で継続的かつ戦略的に行うほか、福祉施設や介護サービス事業者についても、安定的な運営が確保できるよう、物価高騰など社会経済情勢を反映した報酬等とすること。

2 コロナ後遺症（罹患後症状）に係る経済的支援制度の創設、発生メカニズムの解明、治療薬の開発等

(1) 現状・課題等

新型コロナウイルス感染症については、強い倦怠感、味覚・嗅覚障害、呼吸困難、抜け毛、うつ症状といった様々な後遺症が報告されている。

一方、これら後遺症についてのメカニズムが解明されていないことから、後遺症外来を標榜する医療機関は少なく、後遺症に苦しむ方の治療機会を確保することが困難となっている。

このような状況を踏まえ、本県では県医師会と協力し、診療の指針となる症例集を作成するなど、医療機関への支援を通じて、対応医療機関の拡充に

取り組んできたところである。

しかし、長期間に渡り後遺症に苦しみ、中には失業に至るなど生活に支障が生じるケースが見られることから、国においては、専門家による後遺症に関する分析・検証にとどまらず、継続的かつ安定的な医療提供体制の確保とともに、患者への経済的支援を早急に行う必要があると考える。

(2) 要望事項

- ① 後遺症外来に対する診療報酬の加算措置を令和6年4月以降も継続・拡充するとともに重篤な症状により生活に支障が生じている方への経済的な支援制度を創設すること。
- ② 専門家による分析・検証を行うなど後遺症のメカニズムの実態解明や治療薬の開発を早急に進めること。

3 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し

(1) 現状・課題等

基準病床数及び将来の病床数の必要量は、医療法に基づき二次医療圏ごとに算定され、既存病床数が基準病床数を上回る圏域や、許可病床数が必要病床数を上回る圏域では、原則として新たな病床整備を行うことができない。

そのため、急性期機能を担う多くの医療機関において、一般病床を新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床に転用したことにより、特に感染拡大期に救急医療などの一般医療に影響が生じた。

一般医療と両立を図りながら感染症患者の受入れ病床を確保するためには、各医療機関が有する病床数に平時より一定の余力が必要である。

新型コロナウイルスに感染した妊産婦患者や小児患者、透析患者の受入病床など、特に配慮が必要な病床などの病床数も二次医療圏ごとに決定される。

このため、パンデミック発生時に、特に配慮が必要な患者に対応する必要がある専門的な医療を提供する施設については二次医療圏の一般病床とは別に算定すべきところ、一般病床と区別されずに扱われているため、特定の

地域に病床を集約し、実効的な患者対応を実現することができない。

圏域を越えて、特に配慮が必要な病床などの、高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備を可能とするため、その算定については二次医療圏の考え方に捕らわれない、都道府県知事の裁量による弾力的な運用を可能とする必要がある。

(2) 要望事項

- ① 新興感染症の流行時において、救急などの一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入病床を確保するため、今回の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた基準病床数及び必要病床数の加算を可能とするなど、感染症対応を想定した病床制度とすること。
- ② 圏域を超えた高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備を可能とするため、特に配慮が必要な病床などの算定については、二次医療圏の考え方に捕らわれない、都道府県知事の裁量による弾力的な制度の運用をはかること。

4 発熱患者等の診療・検査に係る診療報酬の改善

(1) 現状・課題等

埼玉県では、発熱患者等への診療・検査を行う「外来対応医療機関」について、「診療・検査医療機関」の名称を引き続き使用したうえで、1,700を超える医療機関を指定している。また、制度開始当初より、指定した全ての医療機関を県のホームページで公表しており、円滑な外来受診に繋げるための環境整備に取り組んでいる。

令和4年7月19日に、1日当たりの検査数が23,381件と過去最大となった際も、80.3%に当たる18,770件の検査を同医療機関が対応しており、本県において、発熱患者等に対する診療・検査体制の中核を担う存在となっている。

国では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後においても、これまで発熱患者等に対応してきた同医療機関に引き続き対応を求めるとともに、新たな医療機関に参画を促すための取組を重点的に進めるとしている。

また、設備整備等への支援や応招義務の整理、医療機関向け啓発資材の作成などに取り組むとしている。

しかし、発熱患者等に対応する医療機関の維持・拡大を促すためには、外来対応医療機関による診療・検査に係る診療報酬についても、必要な改善を行うことが不可欠である。

(2) 要望事項

外来対応医療機関による診療・検査に係る診療報酬については、発熱患者等に対応する医療機関の維持・拡大を促すため、必要な改善を行うこと。

5 福祉施設における感染症対策への支援

(1) 現状・課題等

高齢者施設や障害者施設において、感染症対策に必要な経費については、感染発生の有無に関わらず、かかり増し経費を補助する地域医療介護総合確保基金事業及び障害者総合支援事業費補助金を復活、継続する必要がある。また、高齢者施設でかかり増し経費として位置づけられている施設内療養費についても継続する必要がある。

福祉施設での医療行為は配置医以外の保険医による診療報酬の請求が認められる部分もあるが、配置医や協力医療機関に加え、新たに感染症対策のための医師や医療機関を確保するなど、施設の医療提供体制強化に要する費用については介護報酬等で措置する必要がある。

施設入所者に対しては、早期対応のため、スタッフに対する検査をはじめ、一人でも陽性となった入所者がいた場合の拡大検査が実施できるよう、施設に対する検査費用の財政措置を行う必要がある。

また、高齢者施設のうち、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設については、労働者派遣法により看護師の派遣が禁じられている。これらの施設では、高齢かつ基礎疾患を有する入所者が多く入所しており、看護師が感染し、業務に従事できなくなると、入所者の健康管理に大きな支障が生じることから、看護師派遣を認める必要がある。

(2) 要望項目

① 福祉施設における感染症対策として、通常の運営以上に必要となるか

かり増し経費を補助すること。また、福祉施設で感染症対策のための医療提供体制を新たに確保する場合には、必要な費用を措置すること。

- ② 福祉施設において、必要な場合に速やかな検査が行えるよう、十分な数の抗原検査キットを配布するための、安定的、継続的な財政措置を講ずること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例措置として、クラスターが発生し、療養体制に支障を来している介護老人保健施設等への看護師派遣を認めること。

6 障害者支援施設等の整備に対する国庫補助の充実

(1) 現状・課題等

国の社会福祉施設等施設整備費補助金の当初予算は、令和元年度は195億円であったが、令和3年度に大幅に縮小し令和5年度は45億円となっている。

本県分では、当初予算においては、令和3年度、令和4年度とも採択件数は1件のみで、残りの33件はいずれも不採択となった。

また、障害者入所施設から地域移行を進めるには、重度障害者の地域生活における住まいの場であるグループホームの整備が必要である。

本県では、入所待機者が約1,500人、うち入所の緊急性の高い方が約260人、残りは、今後入所が必要な方や手厚い支援が整えば地域での生活が可能な方と考えている。このため、障害者入所施設整備と並行して、重度障害者用グループホームを整備する必要がある。

なお、同補助金の令和4年度補正予算は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）（以下、「国土強靱化等分」という。）として85億円、「一般整備分」として14億円が確保され、本県分は、老朽化した入所施設の移転創設1件が「一般整備分」として採択された。

補正予算の国土強靱化等分として85億円の予算が確保されているが、補助対象は新耐震基準以前に建築された施設の耐震化整備等に限定されており、近年、入所施設の大規模修繕等が滞っている。

(2) 要望項目

- ① 障害者支援施設等の整備に関する国庫補助の充実を図ること。
- ② 地域移行を進めるため国庫補助において重度障害者用グループホームの創設の予算を確実に確保すること。また、グループホームに入居する重度障害者の適切な支援のため、職員配置基準の見直しや加算の充実を図ること。
- ③ 新耐震基準により建築された施設であっても、一定の建築年が経過するなど老朽化が著しい施設については、入所者の安心・安全で衛生的な生活環境を確保するために必要な改築、大規模修繕等を「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の対象とすること。

7 公務員休暇制度への「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」導入

(1) 現状・課題等

犯罪被害者やその家族は、犯罪被害に伴う通院治療、捜査手続き等による出勤への支障、心身の不調による出勤困難など、現存の休暇制度等だけでは対応できていない。

第4次犯罪被害者等基本計画では、民間事業主等に対し、被害回復のための休暇制度の周知・啓発を図っているが、厚生労働省が公表する同制度を導入した13企業等の内、10は犯罪被害者支援に関する公益社団法人等である（令和5年3月末現在）。

現状の公務員の休暇制度では、被害回復のための休暇制度は導入されておらず、本県職員への制度導入にあたり、国や他の地方公共団体と権衡を失しないよう定めるべきであり、本県のみで被害回復のための休暇制度を導入することは困難である。

(2) 要望項目

犯罪被害者やその家族の被害回復のための休暇制度について周知・普及を図るため、国家公務員の休暇制度に先導的に導入するとともに、地方公務員制度への導入促進を図ること。

8 学校における障害者雇用の推進

(1) 現状・課題等

本県教育委員会の令和4年6月1日現在の障害者雇用率は、教育職員以外の職員が17.6%であるのに対し、教育委員会の職員の9割を占める教育職員では1.1%と低い状況にあり、教育職員における障害者雇用率を改善することが喫緊の課題となっている。

障害のある教員が勤務するには、障害のある教員をサポートするための人的支援や環境整備が必要となる。

人的支援としては、障害のある教員に対する業務全般のサポートを行うスタッフの雇用、実技を伴う特定の教科指導が負担となる教員に代わり指導する教員の配置などが挙げられる。また、いわゆる改正バリアフリー法に基づく学校施設のバリアフリー化はもとより、障害のある教員が働きやすい環境を整備する観点からも、バリアフリートイレやエレベーターなどの施設改修の一層の推進が求められるほか、障害のある教員が業務を円滑に進めるためのICT機器等の整備が求められ、これらに係る国による財政措置や制度的措置が必要である。

さらに、教育職員の雇用率を改善するには、障害のある教員の育成を推進する必要がある。障害のある教員免許状取得者は極めて少ないため、障害のある者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているか引き続き実態を把握するとともに、その課題の解消に向けた取組が教職課程を有する大学等において適切に行われるよう働き掛けるなど、障害のある教員免許状取得者の増加に国として取り組む必要がある。具体的には、教職課程全体における障害の特性等を踏まえた具体的な教授方法や留意事項等について広く周知することなどが挙げられる。

障害のある教員免許状取得者が極めて少ない現状に鑑み、障害者における教員免許状取得者数を増加させるための措置と併せて、実態に応じた制度の在り方を検討することが必要である。

(2) 要望項目

- ① 障害のある教員の負担を軽減するため、人的支援に係る財政措置及び制度的措置を講じること。

- ② 障害のある教員が働きやすい学校環境を整備するため、施設改修及び機器導入に係る財政措置を講じること。
- ③ 障害のある者が教員を目指す上で抱える課題の解消に向け、教職課程を有する大学等への働き掛けを行うなど、障害のある教員の育成を推進すること。
- ④ 教育職員における障害者雇用の実態に鑑みた制度の在り方を検討すること。